

総括副部長会議意見

番号	意見	回答
1	「働く意欲に乏しい」人の意識改革は重要である。有効求人倍率が1を超えている状況で、職を選ばなければ働ける環境にあるのは事実。計画の文言に加えるのは難しいと思うが、就労支援に携わる職員は意識しておくべきことかなと思う。	本計画の対象者は「働く意欲がある」ことが大前提となります。とはいえ、相談者の中には働く意欲が乏しい人がいるのは事実であり、就労支援に携わる職員は、その人たちの働く意欲を高めるように努めながら、就労支援を行っていく必要があると思います。
2	生活困窮者に対する相談窓口等は整理されているのか。	生活困窮者を一括で受け付ける窓口はありませんが、生活困窮者それぞれに、生活が困窮する要因があると思われます。相談員がその要因を整理し、必要な支援を行う窓口と連携して対応しています。なお、生活費の貸付相談については、社会福祉協議会が窓口となっており、当計画にも盛り込んでいます。
3	当計画は法定計画なのか。湖南地区の計画があれば、わざわざ市の計画を作る必要があるのか。パブコメも行う必要があるのか。	本計画は法定計画ではありません。これまで就労に関しては国の施策でしたが、地方分権一括法以後に、各自治体でも取り組むべきものとなりました。就労は市が単独で取り組みづらい問題であるので、湖南4市で連携するため、湖南地区の計画を策定し、その後にそれを反映した各市の就労支援計画を策定しています。本計画は市の就労支援業務担当者の、行動指針という意味合いが大きいもので、庁内組織で原案をまとめたため、パブコメにて市民の意見も参考にすべきではないかという観点から、まちづくり協働課に市民参加条例について確認を行い、就労支援事業推進会議においてパブコメの実施を決めております。
4	就労相談の窓口は多くの課で持っているが、年間の相談件数の把握はできているのか。またそれは共有できているのか。	H27年度の就労相談者数は513人。そのうち96人が職に就くことでできています。この結果は、就労支援事業推進会議にて、就労相談窓口を所管する所属で共有しています。
5	相談者数を増やすための行動はしているのか。どう行動したら良いかわからない人もいると思うので、そういう人に情報が届けることが大切。	広報にも随時掲載して、情報発信には努めています。市役所まで来れない人のために、相談員の市民センターへの訪問も行っています。